

鹿児島県障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領

第1 目的

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の39並びに第24条の40の規定及び障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日付け障発0330第32号社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査等の実施並びに均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査対象事業者

以下の①、②及び③に掲げる障害福祉サービス事業者以外の障害福祉サービス事業者

- ① 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの
指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの
・・・市町村において実施
- ② 当該指定事業所等が、二以上の都道府県の区域に所在する障害福祉サービス事業者、のぞみの園及び指定発達支援医療機関の設置者
・・・国において実施
- ③ 事業所の所在地が全て鹿児島市に所在する障害福祉サービス事業者
指定特定相談支援事業所の所在地が全て鹿児島市内であり一般相談支援事業所の指定を受けていない指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の所在地が全て鹿児島市内である指定障害児相談支援事業者
・・・鹿児島市において実施

第3 検査の形態

1 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、計画的に実施するものとする。

2 特別検査

指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当事案が発生した場合に実施するものとする。

第4 検査等

1 検査

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、すべての障害福祉サービス事業者を対象に、実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業者に対し実施するものとする。

2 検査担当部局

(1) 一般検査

① 障害児入所施設の設置者

障害福祉課

② それ以外の事業所

根拠条文ごとのそれぞれの届出先である地域振興局・支庁

(2) 特別検査

障害福祉課及び主たる事務所の所在地を所管する地域振興局・支庁
(必要に応じて当該指定等取消処分相当事案に係る事業所の所在地を所管する地域振興局・支庁)。

3 検査等実施方法

(1) 実施計画及び検査対象の選定

① 一般検査

検査担当部局は、すべての事業者を対象として計画的に検査を実施することとし、年度当初に実施計画を策定し、当該検査対象障害福祉サービス事業者に対し示すとともに、当該事業者の指定事業所等の指定権者が鹿児島市（中核市）の場合は鹿児島市に情報提供し、必要に応じて調整を図るものとする。

② 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合、当該障害福祉サービス事業者を検査対象とする。

なお、この場合、指定権者が鹿児島市（中核市）の場合は、連携を図り、実施計画を策定するものとする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、別紙様式1，2により、検査対象となる障害福祉サービス事業者に対し、実施時期、検査担当職員の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合には、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）。

(3) 一般検査の実施

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、以下の方法により定期的に検査を実施する。

① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容及び業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況とその内容について、報告等を求める。

原則として6年に1回以上実施するものとする。

② 報告等の内容に不備が認められた場合には、当該障害福祉サービス事業者の従業者に出頭等を求め、改善を求める。

③ 上記において改善が見込まれない場合は、当該障害福祉サービス事業者へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

ただし、立入検査は、障害福祉サービス事業所に対する実地指導又は監査と併せて行うことができる。

④ 「3 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、別紙様式3により文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

(4) 特別検査の実施

- ① 指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該障害福祉サービス事業者及び指定事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。
- ② 「3 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、別紙様式3により文書により通知するものとし、改善の状況について、期限を付して報告を求める。
- ③ 障害福祉サービス事業者が行政上の措置に係る命令に違反したときは、当該違反の内容を指定事業所等の権限が鹿児島市（中核市）の場合は、鹿児島市に通知するとともに、他の事業所等の指定・更新の拒否に該当する旨、併せて通知するものとする。

(5) 検査における留意事項

- ① 身分を証明する証票の携帯
検査担当職員は、身分を証明する証票を携帯すること。
- ② 検査担当職員の心得
 - ア 公正・公平な検査の実施
法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。
 - イ 法に定める適正な手続き
検査が私企業等に対する立入権限の行使を含むものであることを自覚し、検査の実施に当たっては、適正な手続きを確保するとともに、効率的・効果的な検証の実施に努め、法律の目的に照らして必ずしも必要のない点にまで検査に及んでいないかを、不断に問い直さなければならない。
- ③ 検証
業務管理体制の整備状況の検査に当たって、事実を的確に把握し、問題点を示したうえで、障害福祉サービス事業者の説明及び意見を聴取し、その理解や認識を確認すること。
また、障害福祉サービス事業者の業務管理体制の的確な実態把握等の観点から、随時、資料等を求めることができる。
ただし、資料を求めるに当たっては、障害福祉サービス事業者が保持するものを活用し、検査会場で閲覧するなど、真に必要なもの以外は持ち帰ることがないように留意すること。
- ④ 立入検査終了手続
検査担当職員は、立入検査終了に当たり、立入検査の過程で把握した事実関係について、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分行うこと。
- ⑤ その他
被検査事業者の検査等に対する負担軽減を常に意識し、適切な見直しに努めること。

4 行政上の措置等

- (1) 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者に対し、別紙様式4，5により期限を付して文書で通知するものとする。

① 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

② 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

命令したときは、その旨を公示しなければならない。

- (2) 障害福祉サービス事業者が4(1)②の命令に違反したときは、別紙様式6により文書で関係都道府県知事又は市町村長に通知するものとする。
- (3) 都道府県知事又は市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、別紙様式7により求めのあった都道府県知事又は市町村長に文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への障害福祉サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を関係都道府県知事又は市町村長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

第5 情報管理

検査担当職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法令、一般的な行政文書の管理に関する規程等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理する。

第6 その他

業務管理体制の検査の実施状況について、別に定めるところにより厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

附 則

この要領は、令和元年7月3日から施行する。

令和元年度については、第4の3(1)の規定にかかわらず、別紙（令和元年度業務管理体制に係る確認検査スケジュール）に基づき、検査計画の策定及び検査を実施することとする。

別紙（令和元年度業務管理体制に係る確認検査スケジュール）

令和元年10月～ 検査計画策定
報告等の徴収通知

令和元年12月～ 検査実施

【別紙様式1】（一般検査実施通知）

番 号
年 月 日

会社（法人）名
代 表 者 名 様

所 属 長

業務管理体制の整備に関する報告等の徴収について（通知）

このことについて、下記のとおり業務管理体制に整備に関する報告等を求めることとしたので、関係書類の提出をお願いします。

記

1 報告等の根拠規定

〔※〕 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3第1項

2 提出書類

業務管理体制の整備に係る自己点検報告書（参考様式1～3）

※参考様式は、事業所の規模に応じて記載
届出事項の内容について確認ができる書類

・業務管理体制の全体像

（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）

・法令遵守責任者の役割及びその業務内容

・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容※

（注）追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

（※印は、義務付けされている事業者のみ。）

3 検査担当者

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

4 提出期限

○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日（ ）

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

〔※〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第1項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の32第1項

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27第1項

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第1項

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の39第1項

業務管理体制検査調書（自主点検表）

(小規模事業者用)

事業者(法人)名								代表者名		
事業者(法人)番号										
主たる事務所の所在地	〒									
点検年月日	年 月 日			点検者職・氏名						
連絡先	TEL					E-MAIL				

1 業務管理体制に係る届出内容の確認

直近の届出年月日				年 月 日 付け 届出						
事業所の一覧				<input type="checkbox"/> 事業所一覧表を添付						
法令遵守責任者	総合障害者支援者	(B) 第51条の2 障害福祉サービス事業者 障害者支援施設設置者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年月日			
				職名						
	児童福祉法	(C) 第51条の31 一般相談支援事業者 特定相談支援事業者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年月日			
					職名					
		(D) 第21条の5の25 障害児通所支援事業者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年月日			
					職名					
(E) 第24条の19の2 障害児入所施設設置者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年月日					
			職名							
(F) 第24条の38 障害児相談支援事業者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年月日					
			職名							

※1 法令遵守責任者は、事業者(法人)番号のアルファベットに対応する(B)～(F)の区分に記載してください。複数の区分がある場合、調書は区分ごと別に作成してください。

		有	無
2 法令遵守責任者の選任等	(1) 選任・届出をしているか		
	(2) 役割を明示しているか(次の項目を定めているか～例示)		
	・ 状況の把握		
	・ 職員の研修		
	・ 法令情報の収集		
	・ 違反行為への対応と報告		
・ 実践計画の実施と進捗状況の把握及び報告			
(3) 役割に沿った対応をしているか			

※2 網掛けの項目の「無」にチェックがあるときは、「不備」となります。それ以外の項目は、例示したものであり、事業者の組織形態、規模等により、法令遵守の取組の態勢、手法が異なることから、「無」にチェックがついても必ずしも不適切とするものではありません。

業務管理体制検査調書（自主点検表）

(中規模事業者用)

事業者(法人)名								代表者名		
事業者(法人)番号										
主たる事務所の所在地	〒									
点検年月日	年 月 日			点検者職・氏名						
連絡先	TEL					E-MAIL				

1 業務管理体制に係る届出内容の確認

直近の届出年月日				年 月 日 付け 届出						
事業所の一覧				<input type="checkbox"/> 事業所一覧表を添付						
法令遵守責任者	総合支援者	(B)第51条の2 障害福祉サービス事業者 障害者支援施設設置者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年 月 日			
					職名					
	児童福祉法	(C)第51条の31 一般相談支援事業者 特定相談支援事業者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年 月 日			
						職名				
		(D)第21条の5の25 障害児通所支援事業者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年 月 日			
						職名				
(E)第24条の19の2 障害児入所施設設置者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年 月 日					
				職名						
(F)第24条の38 障害児相談支援事業者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年 月 日					
				職名						

※1 法令遵守責任者は、事業者(法人)番号のアルファベットに対応する(B)～(F)の区分に記載してください。
複数の区分がある場合、調書は区分ごと別に作成してください。

		有	無
2 法令遵守責任者の選任等	(1) 選任・届出をしているか		
	(2) 役割を明示しているか(次の項目を定めているか～例示)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況の把握 ・ 職員の研修 ・ 法令情報の収集 ・ 違反行為への対応と報告 ・ 実践計画の実施と進捗状況の把握及び報告 		
	(3) 役割に沿った対応をしているか		
3 規程(マニュアル)の整備	(1) 規程を整備しているか		
	(2) 規程の内容(次の項目を定めているか～例示)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 ・ 役職員の責務 ・ 責任者の選任と役割 ・ 違反行為の処理 ・ 実践計画 ・ 研修 ・ 法令情報の収集 ・ 記録等の管理 ・ 監査 ・ その他 		
	(3) 規程に沿った対応をしているか		

※2 網掛けの項目の「無」にチェックがあるときは、「不備」となります。それ以外の項目は、例示したものであり、事業者の組織形態、規模等により、法令遵守の取組の態勢、手法が異なることから、「無」にチェックがついても必ずしも不適切とするものではありません。

業務管理体制検査調書（自主点検表）

(大規模事業者用)

事業者(法人)名											代表者名											
事業者(法人)番号	D	4	6	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2					
主たる事務所の所在地	〒																					
点検年月日	年					月					日							点検者職・氏名				
連絡先	TEL										E-MAIL											

1 業務管理体制に係る届出内容の確認																	
直近の届出年月日										年 月 日 付け 届出							
事業所の一覧										<input type="checkbox"/> 事業所一覧表を添付							
法令遵守責任者	総合障害者支援法	(B)第51条の2 障害福祉サービス事業者 障害者支援施設設置者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年月日										
					職名												
		(C)第51条の31 一般相談支援事業者 特定相談支援事業者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年月日										
					職名												
	児童福祉法	(D)第21条の5の25 障害児通所支援事業者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年月日										
					職名												
		(E)第24条の19の2 障害児入所施設設置者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年月日										
					職名												
	(F)第24条の38 障害児相談支援事業者	事業所数	事業所	氏名	生年月日	年月日											
				職名													

※1 法令遵守責任者は、事業者(法人)番号のアルファベットに対応する(B)～(F)の区分に記載してください。複数の区分がある場合、調書は区分ごと別々に作成してください。

		有	無
2 法令遵守責任者の選任等	(1) 選任・届出をしているか		
	(2) 役割を明示しているか(次の項目を定めているか～例示)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況の把握 ・ 職員の研修 ・ 法令情報の収集 ・ 違反行為への対応と報告 ・ 実践計画の実施と進捗状況の把握及び報告 		
3 規程(マニュアル)の整備	(3) 役割に沿った対応をしているか		
	(1) 規程を整備しているか		
	(2) 規程の内容(次の項目を定めているか～例示)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 ・ 役職員の責務 ・ 責任者の選任と役割 ・ 違反行為の処理 ・ 実践計画 ・ 研修 ・ 法令情報の収集 ・ 記録等の管理 ・ 監査 ・ その他 		
4 業務執行状況の監査	(3) 規程に沿った対応をしているか		
	(1) 実施要領を策定しているか		
	(2) 実施計画を策定しているか		
	(3) 監査項目の内容(次の項目を定めているか～例示)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守プログラムの実施 ・ 関係情報の収集・管理、分析及び検討 ・ 連絡・連携態勢 ・ モニタリング態勢 ・ 法令等違反行為処理態勢 ・ 相談・苦情等の処理 ・ 研修・指導態勢 ・ 遵守担当者 ・ 内部規程・組織体制の整備プロセス見直し 		
	(4) 実施要領・計画に沿った対応をしているか		

※2 網掛けの項目の「無」にチェックがあるときは、「不備」となります。それ以外の項目は、例示したものであり、事業者の組織形態、規模等により、法令遵守の取組の態勢、手法が異なることから、「無」にチェックがついても必ずしも不適切とするものではありません。

【別紙様式2】(特別検査実施通知)

番 号
年 月 日

会社(法人)名
代 表 者 名 様

所 属 長

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について(通知)

貴社(法人)に係る標記検査を実施することとしたので通知します。

記

1 立入検査の根拠規定

〔※〕障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3第1項

2 立入検査の日時及び場所

〇〇年〇月〇〇日(〇)
〇〇会社(法人)本社(部)内

3 検査担当者

〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇

4 立入検査の内容

- ① 業務管理体制の運用実態を検証(届出に関する書類等を基に役職員(経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員)からの状況聴取)
- ② 指定事業所の不正事案に関すること

5 準備する資料

- ① 業務管理体制の整備に係る自己点検報告書(参考様式1~3)
※参考様式は、事業所の規模に応じて記載
- ② 届出事項の内容について確認ができる書類
 - ・業務管理体制の全体像
(方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況)
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ※
 - ・業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)の実施状況及びその内容 ※
(※印は、義務付けされている事業者のみ。)
- ③ 不正事案発生の指定事業者に関するもの

(注)準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

〔※〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の3第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の32第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の27第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の39第1項

【別紙様式3】(改善指導通知)

番 号
年 月 日

会社(法人)名
代 表 者 名 様

所 属 長

業務管理体制の整備にかかる検査結果について(通知)

今般、貴社(法人)に係る業務管理体制の整備について、〇〇年〇月〇日検査を実施したところですが、(下記の事項について)概ね適正に処理されている(改善を要する)ものと認められますので通知します。

(改善を要する事項と認められた下記の事項について、その改善の状況等を別紙「指摘事項改善報告書」により、〇〇年〇月〇日まで、文書で当職まで1部提出してください。)

なお、指導の際、指導担当職員が口答で指示した事項も併せて留意し、適正な運営に努めてください。

(記)

(改善を要する事項)

1
2

(記載上の留意事項)

※()部分は、指摘事項があった場合のみ記載

※電話等で口頭指導した事項については、別紙様式3には、内容は記載不要

(別 紙)

指摘事項改善報告書

年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

法 人 名

住 所

代表者名

印 (法人代表者印)

〇〇年〇月〇〇日付け第〇〇〇号により指摘のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

指摘事項	改善結果 (具体的に記入)	備 考

※ 備考欄は、指摘のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

【別紙様式4】(改善勧告)

番 号
年 月 日

会社(法人)名
代 表 者 名 様

地域振興局・支庁長

業務管理体制の整備について(勧告)

〔※1〕障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の3第1項の規定に基づき、〇〇年〇月〇〇日に実施した検査の結果、適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、〔※2〕法第51条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第2項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同第3項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

1 事業者名

2 勧告理由

3 勧告事項

4 改善期限 〇〇年〇〇月〇〇日

5 改善報告書の提出

(1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

(2) 提出期限 〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 改善状況を確認するため、場合によっては、本社(本部)又は事業所等を訪問すること等があります。

問い合わせ先

〇〇〇〇〇 〇〇

電話：〇〇〇〇

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

〔※1〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年法律第123号)第51条の3第1項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年法律第123号)第51条の32第1項

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の27第1項

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において
準用する法第21条の5の27第1項

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の39第1項

〔※2〕

法第51条の4第1項

法第51条の33第1項

法第21条の5の28第1項

法第24条の19の2において

準用する法第21条の5の28第1項

法第24条の40第1項

(別 紙)

勧告事項改善報告書

年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

法 人 名

住 所

代表者名

印 (法人代表者印)

〇〇年〇月〇〇日付け第〇〇〇号により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果 (具体的に記入)	備 考

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

【別紙様式5】(改善命令)

番 号
年 月 日

会社(法人)名
代 表 者 名 様

地域振興局・支庁長

【※1】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の4第1項の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、【※2】同条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、【※3】同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

1 事業者名

2 命令事項

3 改善期限 〇〇年〇〇月〇〇日

4 改善報告書の提出

(1) 別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

(2) 提出期限 〇〇年〇〇月〇〇日

5 教示

(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

〇〇〇〇 〇〇

電話：〇〇〇〇

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

[※1]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年法律第123号)第51条の4第1項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年法律第123号)第51条の33第1項

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の28第1項

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第1項

[※2]法第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第3項

[※3]法第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第4項

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の40第1項

[※2]

同条第3項

[※3]

同条第4項

同条第3項

同条第4項

同条第3項

同条第4項

同条第3項

同条第4項

同条第3項

同条第4項

(別 紙)

命令事項改善報告書

年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

法 人 名

住 所

代表者名

印 (法人代表者印)

〇〇年〇月〇〇日付け第〇〇〇号により命令のあった事項について，次のとおり改善結果を報告します。

命令事項	改善結果 (具体的に記入)	添付資料

※ 改善結果が確認できる資料に番号を付し，添付資料欄にその番号を記入すること。

【別紙様式 6】

番 号
年 月 日

関係都道府県知事
関係市町村長

地域振興局・支庁長

命令違反の通知

標記について、〔※1〕障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の4第5項の規定に基づき通知する。

記

1 事業者名

事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

2 違反の内容

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇発第〇〇号による命令の違反

3 その他

本件は、〔※2〕法第42条第3項の規定する義務に違反したものと認める。

よって、〔※2〕法第50条第1項第2号に該当する。

※1 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

〔※1〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の4第5項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の33第5項

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の28第5項

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第5項

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の40第5項

※2 適用条項は指定障害福祉サービスの例であり、事業者の区分に応じて修正すること。

【別紙様式 7】（権限行使の通知）

番 号
年 月 日

関係都道府県知事 } 殿
関係市町村長 }

地域振興局・支庁長

権限行使の結果（通知）

標記について、〔※1〕障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の3第4項の規定に基づき通知する。

記

1 検査実施事業者

事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

2 検査実施年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

3 検査結果の概要等

.....
.....
.....。

（特別検査により指定事業者等の指定等取消処分事案への組織的関与が認められた場合）

〔※2〕法第36条第3項及び〔※2〕法第41条第4項に概要

※1 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

〔※1〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条3第4項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の32第4項

児童福祉法（昭和22年法律164号）第21条の5の27第4項

児童福祉法（昭和22年法律164号）第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第4項

児童福祉法（昭和22年法律164号）第24条の39第4項

※2 適用条項は指定障害福祉サービスの例であり、事業者の区分に応じて修正すること。